

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関する規程

平成29年 6月 6日
五社協規程第 47号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。ただし、評議員が町の役職員や本会の職員、その他公務職等にある者等の場合、費用弁償は行わない。

- 2 1日の勤務が4時間を超えない場合の費用弁償は、別表1の規定にかかわらず、費用弁償の額から当該額の100分の50に相当する額を減じて得た額とする。
- 3 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会役職員の旅費支給に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月6日から施行する。
- 2 社会福祉法人五霞町社会福祉協議会理事監事及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成17年3月31日五社協規程第3号）は廃止する。

別表1

費用弁償の額

日額4,000円